

処遇改善加算取得状況（令和8年6月より）

- ☐ 入所

☐ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

☐ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

☐ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

☐ 居宅介護
- 処遇改善加算Ⅰ（イ）

処遇改善加算Ⅰ（イ）

処遇改善加算Ⅱ（イ）

処遇改善加算

処遇改善加算

取組み内容

キャリアパス要件Ⅰ	一	職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
	二	二に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
	三	一及び二について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員に周知している。	
キャリアパス要件Ⅱ	一	研修の実施等	職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見交換しながら、資質向上の目標及びa・bのうち少なくともいづれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。
		A	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、職員の能力評価を行う。
		B	資格取得のための支援の実施
	二	一について、全ての職員に周知している。	
キャリアパス要件Ⅲ	昇給のしくみ整備など		経験に応じて昇給する仕組み※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
			一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み ※「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。
キャリアパス要件Ⅳ	改善後の年額・賃金要件		規程を策定し賃金改善を行っている
キャリアパス要件Ⅳ	介護福祉士等の配置		サービス提供体制加算Ⅰの届出を行っている

職場環境要件について

区分	内容
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながらより専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する研修の受講支援等
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実
	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作り。年間5日以上の有給取得
腰痛をきむ心身の健康管理	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックなど健康管理対策の実施
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための取組	厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている
	5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)の導入
	介護ロボット(、移乗支援、)の導入
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の住民との交流の実施